

液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定に対する
パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成 19 年 10 月 16 日
移動容器規格委員会
委員長 小川 武史

この度、移動容器規格委員会が作成を行っている規格案「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、移動容器規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：3件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、移動容器規格委員における書面審議（平成 19 年 8 月 30 日～9 月 13 日）の結果、了承されました。

以上

問合先：

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査企画課 鳥越

TEL:03-3436-6104

FAX:03-3436-0688

e-mail : insp@khk.or.jp

液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準に係るパブリックコメントへの対応

基準（案）	Commentator	コメント	修正提案	回答
解説 5 基準の解説 (1) 適用範囲	A	<p>地球規模の環境の変化（温暖化）を重視し、速やかに対策する方向にあるべきです。最近の異常気象を見れば、非常にタイミングの良い基準見直しだと思います。</p> <p>しかし、新たに製造する弁や締め付けナットのみには適用するのでは行き渡るのに時間が掛かりすぎて、せっかくの改正が生きません。逆に、破裂板のみの交換とし、早急に全数の炭酸ガス容器の対策が完了できるようにすべきです。従って(1)適用範囲の「なお、以下を削除」願います。</p>	<p>解説 5 基準の解説 (1)適用範囲の「なお、例示基準別添 10 に基づき製造され、附属品検査を行った安全弁を装置したバルブから安全弁を取り外し、本基準に基づき製造された安全弁を装置することは附属品検査における安全弁の仕様を変更することになるので原則として行ってはならない。」を削除する。</p>	<p>解説 5 基準の解説(3)表示に解説しているように安全弁の作動圧力は、破裂板、締付ナット及びパッキンの組合せで決定されます。流通している安全弁の破裂板の板のみを交換すると、締付ナットと破裂板の組合せが相互に異なったものとなるため、破裂板の作動圧力の保証がなくなることになります。また、ご提案の既存の安全弁の破裂板の板のみを交換することは、附属品検査時点と異なる仕様となり附属品の改造に該当するため、法令上認められません。</p>
	B	<p>意見 破裂板の作動圧力の変更（容器の TP 以下）は、基準制定後の容器附属品検査合格品に限られるが既存容器バルブの破裂板の取替えも容器 TP 以下のものを可とされたい。従って「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準解説」(1)適用範囲の「なお、以下」及び(3)表示を削除願います。</p> <p>理由 解説 3 安全弁作動の実状について(1)安全弁の作動実態調査では、7 月、8 月に年間推定 200 個程度以上の作動実績があるとのこと。既存の容器バルブの破裂板を容器耐圧試験圧力以下のものに変えないとこの事象は当分続くことになる。容器バルブの耐圧試験圧力は、既存のバルブも同じであり強度上の問題はない。破裂板作動の事故防止のためにも既存バルブの破裂板の作動圧力を容器耐圧試験圧力以下とされたい。</p>		
解説 5 基準の解説 (3) 表示				

基準（案）	Commentator	コメント	修正提案	回答
装置義務について	A	本案を採用して公示（？）する際は、関係官庁に計って速やかに交換等の対策を講じなければならない義務を課す形となるよう提案いたします。		使用者が容器の使用状況に応じていずれかの安全弁を選択することは差し支えないことであり、いずれか一方のみを義務化する必要はないと考えております。
運用の周知について	B	本基準につき関係官庁等へ運用頂くよう周知をお願いします。		本基準（案）は、附属品検査の規格として運用していくことにしております。
その他	C	日本医療ガス協会では、医療用ガスの誤接続の防止のために炭素ガス容器バルブ（JIS B 8246 A2 弁）のガス別特定化を実施しました。同時に安全弁の作動を回避するために、A2 弁及びヨーク弁使用容器への充てん定数を 1.5 にする自主基準を平成 13 年 8 月に制定して以来、問題なく運用してきました。このたびの規格案ではヨーク弁は除外されています。故に、2 種類の充てん定数での運用をせざるをえなくなり混乱が予想されますのでご見解をお伺いします。		ヨーク締付式弁については、既存のものと区分するための表示を行うことが困難であるため、除外したものです。本基準（案）に基づく安全弁は、容器への装置を義務付けるものではなく、使用者による採用可否の選択が可能なものです。